

平成19年度授業カレンダー

前 期								後 期								
	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土	
4月	1	2	3	4	5	6	7	10月		1	2	3	4	5	6	
	8	9	10	11	12	13	14		7	8	9	10	11	12	13	
	15	16	17	18	19	20	21		14	15	16	17	18	19	20	
	22	23	24	25	26	27	28		21	22	23	24	25	26	27	
	29	30							28	29	30	31				
5月			1	2	3	4	5	11月					1	2	3	
	6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10	
	13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17	
	20	21	22	23	24	25	26		18	19	20	21	22	23	24	
	27	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30		
6月						1	2	12月							1	
	3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8	
	10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15	
	17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22	
	24	25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29	
7月								1月								
	1	2	3	4	5	6	7		6	7	8	9	10	11	12	
	8	9	10	11	12	13	14		13	14	15	16	17	18	19	
	15	16	17	18	19	20	21		20	21	22	23	24	25	26	
	22	23	24	25	26	27	28		27	28	29	30	31			
8月				1	2	3	4	2月							1	2
	5	6	7	8	9	10	11		3	4	5	6	7	8	9	
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16	
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23	
	26	27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29		
9月							1	3月								1
	2	3	4	5	6	7	8		2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15		9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22		16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29		23	24	25	26	27	28	29	
	30							30	31							

10/9は、専門教育科目は、月曜日の授業を行う。

7/17,10/9,11/27,1/9は、教養教育科目は月曜日の授業を行う。

年次	前 期 (4月1日～9月30日)		年次	後 期 (10月1日～3月31日)	
	授 業 期 間	試 験 予 定 期 間		授 業 期 間	試 験 予 定 期 間
1	(教養教育) 4月10日～7月17日	(教養教育) 7月18日～7月31日	1	(教養教育) 10月1日～1月25日	(教養教育) 1月28日～2月8日
	(専門教育) 4月10日～5月24日	(専門教育) 5月25日～5月31日		(専門教育) 10月1日～11月22日	(専門教育) 11月26日～11月30日
	6月1日～7月24日	7月25日～7月31日		12月3日～2月15日	2月18日～2月28日
2	(教養教育) 4月10日～7月17日	(教養教育) 7月18日～7月31日	2	(教養教育) 10月1日～1月25日	(教養教育) 1月28日～2月8日
	(専門教育) 4月6日～5月24日	(専門教育) 5月25日～5月31日		(専門教育) 10月1日～11月22日	(専門教育) 11月26日～11月30日
	6月1日～7月24日	7月25日～7月31日		12月3日～2月15日	2月18日～2月28日
3	4月6日～5月24日	5月25日～5月31日	3	10月1日～11月22日	11月26日～11月30日
	6月1日～7月24日	7月25日～7月31日		12月3日～2月15日	2月18日～2月28日
4	4月6日～5月24日	5月25日～5月31日	4	10月1日～11月22日	11月26日～11月30日
	6月1日～7月24日	7月25日～7月31日		12月3日～2月15日	2月18日～2月28日
5	4月6日～5月24日	5月25日～5月31日	5	10月1日～3月31日	
	6月1日～7月24日	7月25日～7月31日			
6	4月1日～9月30日		6	10月2日～12月22日	
春 季 休 業 4月1日～4月5日 入 学 式 4月9日 夏 季 休 業 8月1日～9月30日			開 学 記 念 日 10月22日 鹿 田 祭 11月3日～5日 冬 季 休 業 12月25日～1月7日[1～4, 6年次] 12月29日～1月3日[5年次] 卒 業 式 3月25日		

平成19年度行事予定表

1年次		2年次		3年次	
4/1 ∩ 4/7	春季休業	4/1 ∩ 4/5	春季休業	4/1 ∩ 4/5	春季休業
4/9 4/10	入学式 I期授業開始	4/6	I期授業開始	4/6	I期授業開始
5/25 ∩ 5/31	試験 I期授業終了	5/25 ∩ 5/31	試験 I期授業終了	5/25 ∩ 5/31	試験 I期授業終了
6/1	II期授業開始	6/1	II期授業開始	6/1	II期授業開始
7/25 ∩ 7/31	試験 II期授業終了	7/25 ∩ 7/31	試験 II期授業終了	7/25 ∩ 7/31	試験 II期授業終了
8/1 ∩ 9/30	夏季休業	8/1 ∩ 9/30	夏季休業	8/1 ∩ 9/30	夏季休業
10/1 10/22	III期授業開始 開学記念日 鹿田祭 (11/3~11/5)	10/1 10/22	III期授業開始 開学記念日 鹿田祭 (11/3~11/5)	10/1 10/22	III期授業開始 開学記念日 鹿田祭 (11/3~11/5)
11/24 ∩ 11/30	試験 III期授業終了	11/24 ∩ 11/30	試験 III期授業終了	11/24 ∩ 11/30	試験 III期授業終了
12/3 12/22	IV期授業開始	12/3 12/22	IV期授業開始	12/3 12/22	IV期授業開始
12/25 ∩ 1/7	冬季休業	12/25 ∩ 1/7	冬季休業	12/25 ∩ 1/7	冬季休業
1/10		1/10		1/10	
2/22 ∩ 2/29	試験 IV期授業終了	2/22 ∩ 2/29	試験 IV期授業終了	2/22 ∩ 2/29	試験 IV期授業終了
3/1 3/31	休講	3/1 3/31	休講	3/1 3/31	休講

4年次		5年次		6年次	
4/1 ∩ 4/5	春季休業	4/1 ∩ 4/5	春季休業	4/1 6/30	診療参加型 臨床実習
4/6	I 期授業開始	4/6	I 期授業開始		
5/25 ∩ 5/31	試 験 I 期授業終了	5/25 ∩ 5/31	試 験 I 期授業終了		
6/1	II 期授業開始	6/1	II 期授業開始	8/1 9/30	夏季休業 (7/1~7/31) 〔2班に分けて実施〕 診療参加型 臨床実習
7/25 ∩ 7/31	試 験 II 期授業終了	7/25 ∩ 7/31	試 験 II 期授業終了		
8/1 ∩ 9/30	夏季休業	8/1 8/31 9/1 9/30	夏季休業 臨床技能実習		
10/1 10/22	III 期授業開始 開学記念日 鹿田祭 (11/3~11/5)	10/1 12/28	診療参加型 臨床実習	10/1 12/22	総合歯学演習 (歯学のまとめ)
11/24 ∩ 11/30	試 験 III 期授業終了				
12/3	IV 期授業開始				
12/22					
12/25 ∩ 1/7	冬季休業	12/29 ∩ 1/3	冬季休業	12/25 ∩ 1/7	冬季休業
1/10		1/4		2/中	歯科医師 国家試験
2/22 ∩ 2/29	試 験 IV 期授業終了		診療参加型 臨床実習		
3/1	休 講				
3/31		3/31		3/25	卒業式

歯学部試験内規

- 第1条 この内規は、岡山大学歯学部規程第20条及び第21条に基づいて行う試験の時期及び方法等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 教養教育科目の試験は、担当教員の定めるところによる
- 第3条 専門教育科目の試験は、以下の定めるところにより行う。
- 2 試験を分けて、定期試験、追試験及び再試験とする。
 - 一 この内規において「定期試験」とは、履修した授業科目について、定期的に行う試験をいう。
 - 二 この内規において「追試験」とは、疾病その他やむを得ない理由により前号に規定する定期試験を受験できなかった者に対して、受験できなかった授業科目について、特に行う試験をいう。
 - 三 この内規において「再試験」とは、第1号に規定する定期試験を受験し、不合格となった者に対して、不合格となった授業科目について行う試験をいう。
 - 3 試験は、筆頭試験、口頭試験又はレポート若しくは製作品の提出その他担当教員が適当と認める方法によって行う。
 - 4 定期試験の実施時期は、原則として、毎年度内に行う。
 - 5 試験の実施時期及び時間割その他試験の実施に関し必要な事項は、原則として2週間前に公示する。
 - 6 定期試験は、受験しようとする授業科目について、担当教員が行った総授業時間の講義については3分の2以上、実習については各専攻分野等の定める時間以上受講した者が、受験することができる。
 - 一 岡山大学学部共通規程第8条による欠席者に対する前項の適用については、担当教員で別途考慮することがある。
 - 7 追試験を受験しようとする者は、あらかじめ、理由書（疾病の場合には、医師の診断書を添付すること。）を添えて、追試験受験願により、学務課教務第三係を経由して学部長に願い出て許可を得なければならない。
 - 8 試験の監督は、原則として担当教員が行う。
 - 9 成績の評価は、試験によって行う。
 - 一 成績の評点は、100点を満点とし、優（80点以上100点以下）、良（70点以上79点以下）可（60点以上69点以下）及び不可（59点以下）の4種とし、優・良・可を合格とする。
 - 二 前記評点で評価しがたい場合は、認定、修了をもって合格とすることができる。
 - 10 試験を行った担当教員は、その試験の合否をすみやかに公表しなければならない。
 - 11 授業科目担当教員は、当該科目の成績を学務課教務第三係を経由して学部長に報告しなければならない。
 - 12 試験に関して不正行為を行った者は、その年度の全ての試験を不合格とし、岡山大学学則第58条の規定に基づき、懲戒する。
 - 13 この内規に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者については、従前の歯学部試験内規の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者については、従前の歯学部試験内規の例による。

外部検定試験等による単位認定基準に関する取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定
改正 平成18年2月22日
平成19年1月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学における教養教育科目の外国語科目に係る外部検定試験等による単位認定に関する基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象科目・外部検定試験等)

第2条 単位認定の対象となる授業科目及び外部検定試験等は、別表第1から別表第5のとおりとする。

- 2 大学間交流協定に基づく語学研修の学修成果に係る取扱いは、別表第6のとおりとする。
- 3 前2項において、平成10年度以前入学者については、平成11年度入学者に係る取扱いを準用することができる。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に係る取扱いは、平成18年度に実施される語学研修プログラムより適用する。

別表第1の1 (平成19年度以降入学者適用)

科目	認定の対象とする外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数	
英語	【英語関係Ⅰ】 Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む)	470～585点 (OT3)	別表第1附表-1の③から⑥の中より選択 2単位	
		590～725点 (OT2)	別表第1附表-1の③から⑥の中より選択 4単位	
	実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT)	準1級	別表第1附表-2の①から⑥の中より 選択 4単位	
		B級		
		500点以上		
		173点以上		
	【英語関係Ⅱ】 Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む)	730点以上 (OT1)	別表第1附表-1の②から⑥の中より選択 6単位	
		実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT)	1級	別表第1附表-2の①から⑥の中より 選択 8単位
	A級			
	550点以上			
213点以上				
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 (独検)	4級	ドイツ語初級Ⅰ (文法) } ドイツ語初級Ⅰ (読本) } 4単位 ドイツ語初級Ⅱ (文法) ドイツ語初級Ⅱ (読本) 又は ドイツ語初級Ⅰ (総合) 4単位	
		3級以上	ドイツ語初級Ⅱ (総合) 4単位 又は ドイツ語中級 4単位	
	フランス語	実用フランス語技能検定試験 (仏検)	5級	フランス語初級Ⅰ (文法) 又は フランス語初級Ⅰ (読本) 2単位
			4級	フランス語初級Ⅰ (文法) } フランス語初級Ⅰ (読本) } 4単位 フランス語初級Ⅱ (文法) フランス語初級Ⅱ (読本) 又は フランス語初級Ⅰ (総合) 4単位
中国語	漢語水平考試 (HSK)	基礎1級	中国語初級Ⅰ (文法) 又は 中国語初級Ⅰ (読本) 2単位	
		基礎2級	中国語初級Ⅰ (文法) } 中国語初級Ⅰ (読本) } 4単位 中国語初級Ⅱ (文法) 中国語初級Ⅱ (読本)	
		基礎3級及び 初中等1級以上	中国語中級 4単位	

別表第1の2（平成19年度以降入学者適用）

科目	認定の対象とする外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数	
韓国語	韓国語能力試験	1級	韓国語初級Ⅰ（文法） 韓国語初級Ⅰ（読本） 韓国語初級Ⅱ（文法） 韓国語初級Ⅱ（読本） 又は 韓国語初級Ⅰ（総合）	4単位 4単位
		2級以上	韓国語初級Ⅱ（総合） 又は 韓国語中級	4単位 4単位
スペイン語	スペイン語技能検定	6級	スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本）	又は 2単位
		5級	スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本） スペイン語初級Ⅱ（文法） スペイン語初級Ⅱ（読本）	4単位
		4級以上	スペイン語中級	4単位
イタリア語	実用イタリア語検定	5級	イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本）	又は 2単位
		4級	イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本） イタリア語初級Ⅱ（文法） イタリア語初級Ⅱ（読本）	4単位
		3級以上	イタリア語中級	4単位

- 備考 1 成績の取り扱いは「認定」とする。
 2 外部検定試験等による単位認定は、一外国語につき8単位を限度とする。
 3 英語に関しては、【英語関係Ⅰ】と【英語関係Ⅱ】は重複して単位認定の対象とする。
 4 ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語及びイタリア語に関しては、一つの授業科目について外部検定試験等による単位認定は1回限りとする。
 5 法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースは、別表第1の2に掲げる科目（韓国語、スペイン語及びイタリア語）については卒業要件に含まれていないため、認定の対象とはなりません。

別表第1附表-1 (平成19年度以降入学者適用)

項番	授業科目名	備考	
①	経済実用英語 英語 (工学部)		<ul style="list-style-type: none"> ・経済学部についてはOT1, OT2及びOT3 (470点以上) の認定対象科目に含める ・工学部についてはOT1 (730点以上) の認定対象科目に含める
②	英語 (ネイティブ)	OT1	<ul style="list-style-type: none"> ・薬学部についてはOT2 (590点~725点) の認定対象科目に含める ・工学部についてはOT2 (590点~725点) の認定対象科目に含める
③	英語 (オラコン)	OT2	
④	英語 (作文・文法)		
⑤	英語 (読解)		
⑥	英語 (検定)		

別表第1附表-2 (平成19年度以降入学者適用)

項番	授業科目名
①	英語 (教育学部) 経済実用英語 英語 (理学部) 英語 (基礎医用英語) 英語 (工学部) 英語 (環境理工1) 英語 (環境理工2) 英語 (環境理工3) 英語 (環境理工4) 英語 (MPコース)
②	英語 (ネイティブ)
③	英語 (オラコン)
④	英語 (作文・文法)
⑤	英語 (読解)
⑥	英語 (検定)

別表第2 (平成18年度入学者適用)

科目	認定の対象とする外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数	
英語	【英語関係Ⅰ】 実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT) Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む)	準1級 B級 500点以上 173点以上 61点以上 586点以上	別表第2附表の①から⑧の中より選択 4単位	
	【英語関係Ⅱ】 実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT) Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む)	1級 A級 550点以上 213点以上 79点以上 730点以上	別表第2附表の①から⑧の中より選択 8単位	
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 (独検)	4級	ドイツ語初級Ⅰ (文法) ドイツ語初級Ⅰ (読本) ドイツ語初級Ⅱ (文法) ドイツ語初級Ⅱ (読本) 又は ドイツ語初級Ⅰ (総合)	4単位 4単位
		3級以上	ドイツ語初級Ⅱ (総合) 又は ドイツ語中級	4単位 4単位
フランス語	実用フランス語技能検定試験 (仏検)	5級	フランス語初級Ⅰ (文法) 又は フランス語初級Ⅰ (読本)	2単位
		4級	フランス語初級Ⅰ (文法) フランス語初級Ⅰ (読本) フランス語初級Ⅱ (文法) フランス語初級Ⅱ (読本) 又は フランス語初級Ⅰ (総合)	4単位 4単位
		3級以上	フランス語初級Ⅱ (総合) 又は フランス語中級	4単位 4単位
中国語	漢語水平考試 (HSK)	基礎1級	中国語初級Ⅰ (文法) 又は 中国語初級Ⅰ (読本)	2単位
		基礎2級	中国語初級Ⅰ (文法) 中国語初級Ⅰ (読本) 中国語初級Ⅱ (文法) 中国語初級Ⅱ (読本)	4単位
		基礎3級及び 初中等1級以上	中国語中級	4単位

別表第2の2（平成18年度入学者適用）

科目	認定の対象とする外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数	
朝鮮語	韓国語能力試験	1級	朝鮮語初級Ⅰ（文法） 朝鮮語初級Ⅰ（読本） 朝鮮語初級Ⅱ（文法） 朝鮮語初級Ⅱ（読本） 又は 朝鮮語初級Ⅰ（総合）	4単位 4単位
		2級以上	朝鮮語初級Ⅱ（総合） 又は 朝鮮語中級	4単位 4単位
スペイン語	スペイン語技能検定	6級	スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本）	又は 2単位
		5級	スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本） スペイン語初級Ⅱ（文法） スペイン語初級Ⅱ（読本）	4単位
		4級以上	スペイン語中級	4単位
イタリア語	実用イタリア語検定	5級	イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本）	又は 2単位
		4級	イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本） イタリア語初級Ⅱ（文法） イタリア語初級Ⅱ（読本）	4単位
		3級以上	イタリア語中級	4単位

- 備考
- 1 成績の取り扱いは「認定」とする。
 - 2 外部検定試験等による単位認定は、一外国語につき8単位を限度とする。
 - 3 英語に関しては、【英語関係Ⅰ】と【英語関係Ⅱ】は重複して単位認定の対象とする。
ただし、【英語関係Ⅰ】の中での単位認定は1回限りとする。
 - 4 ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語、スペイン語及びイタリア語に関しては、一つの授業科目について外部検定試験等による単位認定は1回限りとする。
 - 5 法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースは、別表第2の2に掲げる科目（朝鮮語、スペイン語及びイタリア語）については卒業要件に含まれていないため、認定の対象とはなりません。

別表第2附表（平成18年度入学者適用）

項番	授業科目名
①	英語（教育学部） 経済実用英語 英語（理学部） 英語（基礎医用英語） 英語（歯学部） 英語（工学部） 英語（環境理工1） 英語（環境理工2） 英語（環境理工3） 英語（環境理工4） 英語（MPコース）
②	英語（ネイティブ）
③	英語（オラコン）
④	英語（作文・文法）
⑤	英語（読解：人文）
⑥	英語（読解：社会）
⑦	英語（読解：自然）
⑧	英語（検定）

別表第3 (平成16年度～平成17年度入学者適用)

科目	認定の対象とする外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数	
英語	【英語関係Ⅰ】 実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT) Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む)	準1級 B級 500点以上 173点以上 61点以上 586点以上	別表第3附表の①から⑧の中より選択 4単位	
	【英語関係Ⅱ】 実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT) Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む)	1級 A級 550点以上 213点以上 79点以上 730点以上	別表第3附表の①から⑧の中より選択 8単位	
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 (独検)	4級	ドイツ語初級Ⅰ (文法) ドイツ語初級Ⅰ (読本) ドイツ語初級Ⅱ (文法) ドイツ語初級Ⅱ (読本) 又は ドイツ語初級Ⅰ (総合)	4単位 4単位
		3級以上	ドイツ語初級Ⅱ (総合) 又は ドイツ語中級	4単位 4単位
フランス語	実用フランス語技能検定試験 (仏検)	5級	フランス語初級Ⅰ (文法) 又は フランス語初級Ⅰ (読本)	2単位
		4級	フランス語初級Ⅰ (文法) フランス語初級Ⅰ (読本) フランス語初級Ⅱ (文法) フランス語初級Ⅱ (読本) 又は フランス語初級Ⅰ (総合)	4単位 4単位
		3級以上	フランス語初級Ⅱ (総合) 又は フランス語中級	4単位 4単位
中国語	漢語水平考試 (HSK)	基礎1級	中国語初級Ⅰ (文法) 又は 中国語初級Ⅰ (読本)	2単位
		基礎2級	中国語初級Ⅰ (文法) 中国語初級Ⅰ (読本) 中国語初級Ⅱ (文法) 中国語初級Ⅱ (読本)	4単位
		基礎3級及び 初中等1級以上	中国語中級	4単位

別表第3の2（平成16年度～平成17年度入学者適用）

科目	認定の対象とする外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数	
朝鮮語	韓国語能力試験	1級	朝鮮語初級Ⅰ（文法） 朝鮮語初級Ⅰ（読本） 朝鮮語初級Ⅱ（文法） 朝鮮語初級Ⅱ（読本） 又は 朝鮮語初級Ⅰ（総合）	4単位 4単位
		2級以上	朝鮮語初級Ⅱ（総合） 又は 朝鮮語中級	4単位 4単位
スペイン語	スペイン語技能検定	6級	スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本）	又は 2単位
		5級	スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本） スペイン語初級Ⅱ（文法） スペイン語初級Ⅱ（読本）	4単位
		4級以上	スペイン語中級	4単位
イタリア語	実用イタリア語検定	5級	イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本）	又は 2単位
		4級	イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本） イタリア語初級Ⅱ（文法） イタリア語初級Ⅱ（読本）	4単位
		3級以上	イタリア語中級	4単位

- 備考
- 1 成績の取り扱いは「認定」とする。
 - 2 外部検定試験等による単位認定は、一外国語につき8単位を限度とする。
 - 3 英語に関しては、【英語関係Ⅰ】と【英語関係Ⅱ】は重複して単位認定の対象とする。
ただし、【英語関係Ⅰ】の中での単位認定は1回限りとする。
 - 4 ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語、スペイン語及びイタリア語に関しては、一つの授業科目について外部検定試験等による単位認定は1回限りとする。
 - 5 法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースは、別表第3の2に掲げる科目（朝鮮語、スペイン語及びイタリア語）については卒業要件に含まれていないため、認定の対象とはなりません。

別表第3附表（平成16年度～平成17年度入学者適用）

項番	授業科目名
①	英語（教育学部） 経済実用英語 英語（理学部） 英語（医学英語1） 英語（医学英語2） 英語（基礎医用英語） 英語（歯学部） 英語（薬学部1） 英語（薬学部2） 英語（工学部） 英語（環境理工1） 英語（環境理工2） 英語（環境理工3） 英語（環境理工4） 英語（基礎農学英語）
②	英語（ネイティブ）
③	英語（オラコン）
④	英語（作文・文法）
⑤	英語（読解：人文）
⑥	英語（読解：社会）
⑦	英語（読解：自然）
⑧	英語（検定）

別表第4 (平成15年度入学者適用)

科目	認定の対象とする外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数
英語	【英語関係Ⅰ】 実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT) Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む)	準1級 B級 500点以上 173点以上 61点以上 586点以上	別表第4附表の①から⑧の中より選択 4単位
	【英語関係Ⅱ】 実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT) Test of English for International Communication (TOEIC, IPを含む)	1級 A級 550点以上 213点以上 79点以上 730点以上	別表第4附表の①から⑧の中より選択 8単位
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 (独検)	4級 3級以上	ドイツ語初級Ⅰ・Ⅱ 各2単位 ドイツ語中級 4単位
フランス語	実用フランス語技能検定試験 (仏検)	5級 4級 3級以上	フランス語初級Ⅰ 2単位 フランス語初級Ⅰ・Ⅱ 各2単位 フランス語中級 4単位
中国語	漢語水平考試 (HSK)	基礎1級 基礎2級 基礎3級及び 初中等1級以上	中国語初級Ⅰ 2単位 中国語初級Ⅰ・Ⅱ 各2単位 中国語中級 4単位

別表第4の2（平成15年度入学者適用）

科 目	認定の対象とする 外部検定試験等	合 格 基 準	認定する授業科目・単位数
朝 鮮 語	韓国語能力試験	1級	朝鮮語初級Ⅰ・Ⅱ 各2単位
		2級以上	朝鮮語中級 4単位
スペイン語	スペイン語技能検定	6級	スペイン語初級Ⅰ 2単位
		5級	スペイン語初級Ⅰ・Ⅱ 各2単位
		4級以上	スペイン語中級 4単位
イタリア語	実用イタリア語検定	5級	イタリア語初級Ⅰ 2単位
		4級	イタリア語初級Ⅰ・Ⅱ 各2単位
		3級以上	イタリア語中級 4単位

- 備考
- 1 成績の取り扱いは「認定」とする。
 - 2 外部検定試験等による単位認定は、一外国語につき8単位を限度とする。
 - 3 英語に関しては、【英語関係Ⅰ】と【英語関係Ⅱ】は重複して単位認定の対象とする。
ただし、【英語関係Ⅰ】の中での単位認定は1回限りとする。
 - 4 ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語、スペイン語及びイタリア語に関しては、一つの授業科目について外部検定試験等による単位認定は1回限りとする。
 - 5 法学部第二部及び経済学部第二部は、別表第4の2に掲げる科目（朝鮮語、スペイン語及びイタリア語）については卒業要件に含まれていないため、認定の対象とはなりません。

別表第4附表（平成15年度入学者適用）

項番	授業科目名
①	英語（文学部・行動科学科） 英語（教育学部） 経済実用英語 英語（理学部） 英語（医学英語1） 英語（医学英語2） 英語（基礎医用英語） 英語（歯学部） 英語（薬学部1） 英語（薬学部2） 英語（工学部） 英語（環境理工1） 英語（環境理工2） 英語（環境理工3） 英語（環境理工4） 英語（基礎農学英語）
②	英語（ネイティブ）
③	英語（オラコン）
④	英語（作文・文法）
⑤	英語（読解：人文）
⑥	英語（読解：社会）
⑦	英語（読解：自然）
⑧	英語（検定）

別表第5（平成11年度～14年度入学者適用）

科目	認定の対象とする 外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数
英語	【英語関係Ⅰ】 実用英語技能検定 <div style="text-align: right;">(英検)</div> 国際連合公用語・英語検定試験 <div style="text-align: right;">(国連英検)</div> Test of English as a Foreign Language <div style="text-align: right;">(TOEFL・PBT, ITPを含む)</div> Test of English as a Foreign Language <div style="text-align: right;">(TOEFL・CBT)</div> Test of English as a Foreign Language <div style="text-align: right;">(TOEFL・iBT)</div> Test of English for International Communication <div style="text-align: right;">(TOEIC, IPを含む)</div>	準1級 B級 500点以上 173点以上 61点以上 586点以上	英語A 4単位
	【英語関係Ⅱ】 実用英語技能検定 <div style="text-align: right;">(英検)</div> 国際連合公用語・英語検定試験 <div style="text-align: right;">(国連英検)</div> Test of English as a Foreign Language <div style="text-align: right;">(TOEFL・PBT, ITPを含む)</div> Test of English as a Foreign Language <div style="text-align: right;">(TOEFL・CBT)</div> Test of English as a Foreign Language <div style="text-align: right;">(TOEFL・iBT)</div> Test of English for International Communication <div style="text-align: right;">(TOEIC, IPを含む)</div>	1級 A級 550点以上 213点以上 79点以上 730点以上	英語A 8単位
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 <div style="text-align: right;">(独検)</div>	4級 3級以上	ドイツ語初級Ⅰ・Ⅱ 各2単位 ドイツ語中級 4単位
フランス語	実用フランス語技能検定試験 <div style="text-align: right;">(仏検)</div>	5級 4級 3級以上	フランス語初級Ⅰ 2単位 フランス語初級Ⅰ・Ⅱ 各2単位 フランス語中級 4単位
中国語	漢語水平考試 <div style="text-align: right;">(HSK)</div>	基礎1級 基礎2級 基礎3級及び 初中等1級以上	中国語初級Ⅰ 2単位 中国語初級Ⅰ・Ⅱ 各2単位 中国語中級 4単位

別表第5の2（平成11年度～14年度入学者適用）

科 目	認定の対象とする 外部検定試験等	合 格 基 準	認定する授業科目・単位数
朝 鮮 語	韓国語能力試験	1級	朝鮮語初級Ⅰ・Ⅱ 各2単位
		2級以上	朝鮮語中級 4単位
スペイン語	スペイン語技能検定	6級	スペイン語初級Ⅰ 2単位
		5級	スペイン語初級Ⅰ・Ⅱ 各2単位
		4級以上	スペイン語中級 4単位
イタリア語	実用イタリア語検定	5級	イタリア語初級Ⅰ 2単位
		4級	イタリア語初級Ⅰ・Ⅱ 各2単位
		3級以上	イタリア語中級 4単位

- 備考
- 1 成績の取り扱いは「認定」とする。
 - 2 外部検定試験等による単位認定は、一外国語につき8単位を限度とする。
 - 3 英語に関しては、【英語関係Ⅰ】と【英語関係Ⅱ】は重複して単位認定の対象とする。
ただし、【英語関係Ⅰ】の中での単位認定は1回限りとする。
 - 4 ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語、スペイン語及びイタリア語に関しては、一つの授業科目について外部検定試験等による単位認定は1回限りとする。
 - 5 法学部第二部及び経済学部第二部は、別表第5の2に掲げる科目（朝鮮語、スペイン語及びイタリア語）については卒業要件に含まれていないため、認定の対象とはなりません。

別表第6（大学間交流協定に基づく語学研修の学修成果に係る取扱い）

語学研修大学名	合格基準	認定科目	認定単位数	備考
南オレゴン大学	南オレゴン大学の成績評価 D（下級）以上	教養教育科目 外国語科目 英語 又は 専門教育科目 (認定科目の指定は各学部の定めに委ねる)	2単位	平成11年度以降 入学者より適用
アデレード大学	アデレード大学の成績評価 D以上	教養教育科目 外国語科目 英語 又は 専門教育科目 (認定科目の指定は各学部の定めに委ねる)	4単位まで	平成11年度以降 入学者より適用

別表第1参考 (平成19年度以降入学者適用)

外部検定試験等による単位認定について

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

TOEIC-IP 470点英語(オラコン)	認定(2単位)	
TOEIC-IP 590点英語(作文・文法)	認定(2単位)	計4単位
※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、6単位として認定はしない			

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、英検で準1級を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

TOEIC-IP 470点英語(オラコン)	認定(2単位)	
英検準1級英語(作文・文法)	認定(2単位)	計4単位
※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、6単位として認定はしない			

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で730点を取得(【英語関係II】の合格基準)した場合

TOEIC-IP 470点英語(オラコン)	認定(2単位)	
TOEIC-IP 730点英語(作文・文法)	認定(2単位)	
	英語(検定)	認定(2単位)	計6単位
※TOEIC【英語関係I及びII】の単位認定の上限は6単位のため、8単位として認定はしない			

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、国連英検でA級を取得(【英語関係II】の合格基準)した場合

TOEIC-IP 470点英語(オラコン)	認定(2単位)	
国連英検A級英語(教育学部)	認定(2単位)	
	英語(読解)	認定(2単位)	
	英語(検定)	認定(2単位)	計8単位
※単位認定は一外国語につき8単位が限度のため、10単位として認定はしない			

- 入学時TOEIC-IPで590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で700点を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

TOEIC-IP 590点英語(オラコン)	認定(2単位)	
	英語(作文・文法)	認定(2単位)	計4単位
TOEIC-IP 700点			
※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、8単位として認定はしない			

- 入学時TOEIC-IPで590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、英検で準1級を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

TOEIC-IP 590点英語(オラコン)	認定(2単位)	
	英語(作文・文法)	認定(2単位)	計4単位
英検準1級			
※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、8単位として認定はしない			

- 入学時TOEIC-IPで590点を取得（【英語関係Ⅰ】の合格基準）した後、他のTOEIC（例：カレッジTOEIC）で730点を取得（【英語関係Ⅱ】の合格基準）した場合

TOEIC-IP 590点 英語（オラコン） 認定（2単位）
英語（作文・文法） 認定（2単位）
TOEIC-IP 730点 英語（読解） 認定（2単位） 計6単位

※TOEIC【英語関係Ⅰ及びⅡ】の単位認定の上限は6単位のため、10単位として認定はしない

- 入学時TOEIC-IPで590点を取得（【英語関係Ⅰ】の合格基準）した後、国連英検でA級を取得（【英語関係Ⅱ】の合格基準）した場合

TOEIC-IP 590点 英語（オラコン） 認定（2単位）
英語（作文・文法） 認定（2単位）
国連英検A級 英語（理学部） 認定（2単位）
英語（検定） 認定（2単位） 計8単位

※単位認定は一外国語につき8単位が限度のため、12単位として認定はしない

- 入学時TOEIC-IPで730点を取得（【英語関係Ⅱ】の合格基準）した後、英検で1級を取得（【英語関係Ⅱ】の合格基準）した場合

TOEIC-IP 730点 英語（ネイティブ） 認定（2単位）
英語（オラコン） 認定（2単位）
英語（作文・文法） 認定（2単位）
英検1級 英語（教育学部） 認定（2単位） 計8単位

※単位認定は一外国語につき8単位が限度のため、14単位として認定はしない

- 独検4級に合格した場合

独検4級 ドイツ語初級Ⅰ（文法）、ドイツ語初級Ⅰ（読本）、
ドイツ語初級Ⅱ（文法）、ドイツ語初級Ⅱ（読本） から認定（4単位）

※初級Ⅰあるいは初級Ⅱのみで4単位の認定ができる。

- 韓国語能力試験についても、独検と同様に単位認定を行う。

- 仏検5級に合格した後、仏検4級に合格した場合

仏検5級 フランス語初級Ⅰ（文法） 認定（2単位）

仏検4級 フランス語初級Ⅰ（読本）、フランス語初級Ⅱ（文法）、
フランス語初級Ⅱ（読本） から認定（2単位）

※認定済みのフランス語初級Ⅰ（文法）の認定はしない

- 仏検5級を受けずに仏検4級に合格した場合

仏検4級 フランス語初級Ⅰ（文法）、フランス語初級Ⅰ（読本）、
フランス語初級Ⅱ（文法）、フランス語初級Ⅱ（読本） から認定（4単位）

※初級Ⅰあるいは初級Ⅱのみで4単位の認定ができる。

- 中国語漢語水平考試、スペイン語技能検定、実用イタリア語検定についても、仏検と同様に単位認定を行う。

別表第2及び第3参考 (平成16年度～18年度入学者適用)

外部検定試験等による単位認定について

- 英検準1級に合格 (【英語関係Ⅰ】の合格基準) した後, TOEFL・CBTで213点以上を取得 (【英語関係Ⅱ】の合格基準) した場合

英検準1級 英語 (教育学部) 認定 (2単位)
英語 (ネイティブ) 認定 (2単位)

TOEFL・CBT213点以上 英語 (作文・文法) 認定 (2単位)
英語 (読解: 人文) 認定 (2単位)
※8単位として認定はしない

- 英検準1級に合格 (【英語関係Ⅰ】の合格基準) した後, TOEFL・CBTで173点以上, 212点以下を取得 (【英語関係Ⅰ】の合格基準) した場合

英検準1級 英語 (読解: 人文) 認定 (2単位)
英語 (検定) 認定 (2単位)

TOEFL・CBT (173点以上212点以下) ※追加認定はしない

- TOEICで730点以上を取得 (【英語関係Ⅱ】の合格基準) した場合

TOEIC (730点以上) . . . 英語 (教育学部) 認定 (2単位)
英語 (読解: 人文) 認定 (2単位)
英語 (読解: 社会) 認定 (2単位)
英語 (検定) 認定 (2単位)

- 独検4級に合格した場合

独検4級 ドイツ語初級Ⅰ (文法), ドイツ語初級Ⅰ (読本),
ドイツ語初級Ⅱ (文法), ドイツ語初級Ⅱ (読本) から認定 (4単位)
※初級Ⅰあるいは初級Ⅱのみで4単位の認定ができる。

- 韓国語能力試験についても, 独検と同様に単位認定を行う。

- 仏検5級に合格した後, 仏検4級に合格した場合

仏検5級 フランス語初級Ⅰ (文法) 認定 (2単位)

仏検4級 フランス語初級Ⅰ (読本), フランス語初級Ⅱ (文法),
フランス語初級Ⅱ (読本) から認定 (2単位)
※認定済みのフランス語初級Ⅰ (文法) の認定はしない

- 仏検5級を受けずに仏検4級に合格した場合

仏検4級 フランス語初級Ⅰ (文法), フランス語初級Ⅰ (読本),
フランス語初級Ⅱ (文法), フランス語初級Ⅱ (読本) から認定 (4単位)
※初級Ⅰあるいは初級Ⅱのみで4単位の認定ができる。

- 中国語漢語水平考試, スペイン語技能検定, 実用イタリア語検定についても, 仏検と同様に単位認定を行う。

別表第4参考 (平成15年度入学者適用)

外部検定試験等による単位認定について

- 英検準1級に合格 (【英語関係Ⅰ】の合格基準) した後、TOEFL・CBTで213点以上を取得 (【英語関係Ⅱ】の合格基準) した場合

英検準1級・・・・・・・・・・英語 (教育学部) 認定 (2単位)
英語 (ネイティブ) 認定 (2単位)

TOEFL・CBT213点以上・・・・・・・・・・英語 (作文・文法) 認定 (2単位)
英語 (読解：人文) 認定 (2単位)

※8単位として認定はしない

- 英検準1級に合格 (【英語関係Ⅰ】の合格基準) した後、TOEFL・CBTで173点以上、212点以下を取得 (【英語関係Ⅰ】の合格基準) した場合

英検準1級・・・・・・・・・・英語 (読解：人文) 認定 (2単位)
英語 (検定) 認定 (2単位)

TOEFL・CBT (173点以上212点以下) ※追加認定はしない

- TOEICで730点以上を取得 (【英語関係Ⅱ】の合格基準) した場合

TOEIC (730点以上)・・英語 (教育学部) 認定 (2単位)
英語 (読解：人文) 認定 (2単位)
英語 (読解：社会) 認定 (2単位)
英語 (検定) 認定 (2単位)

- 独検4級に合格した場合

独検4級・・・・ドイツ語初級Ⅰ，Ⅱ 認定 (4単位)

- 韓国語能力試験についても、独検と同様に単位認定を行う。

- 仏検5級に合格した後、仏検4級に合格した場合

仏検5級・・・・フランス語初級Ⅰ 認定 (2単位)

仏検4級・・・・フランス語初級Ⅱ 認定 (2単位)

※フランス語初級Ⅰの認定はしない

- 仏検5級を受けずに仏検4級に合格した場合

仏検4級・・・・フランス語初級Ⅰ，Ⅱ 認定 (4単位)

- 中国語漢語水平考試，スペイン語技能検定，実用イタリア語検定についても、仏検と同様に単位認定を行う。

別表第5参考 (平成11年度～14年度入学者適用)

外部検定試験等による単位認定について

- 英検準1級に合格 (【英語関係Ⅰ】の合格基準) した後, TOEFL・CBTで213点以上を取得 (【英語関係Ⅱ】の合格基準) した場合

英検準1級・・・・・・・・・・英語A 認定 (4単位)

TOEFL・CBT213点以上・・・・・・・・・・英語A 認定 (4単位)

※8単位として認定はしない

- 英検準1級に合格 (【英語関係Ⅰ】の合格基準) した後, TOEFL・CBTで173点以上, 212点以下を取得 (【英語関係Ⅰ】の合格基準) した場合

英検準1級・・・・・・・・・・英語A 認定 (4単位)

TOEFL・CBT (173点以上212点以下)・・・・・・・・・・英語A 認定はしない

- TOEICで730点以上を取得 (【英語関係Ⅱ】の合格基準) した場合

TOEIC (730点以上)・・・・・・・・・・英語A 認定 (8単位)

- 独検4級に合格した場合

独検4級・・・・・・・・・・ドイツ語初級Ⅰ, Ⅱ 認定 (4単位)

- 韓国語能力試験についても, 独検と同様に単位認定を行う。

- 仏検5級に合格した後, 仏検4級に合格した場合

仏検5級・・・・・・・・・・フランス語初級Ⅰ 認定 (2単位)

仏検4級・・・・・・・・・・フランス語初級Ⅱ 認定 (2単位)

※フランス語初級Ⅰの認定はしない

- 仏検5級を受けずに仏検4級に合格した場合

仏検4級・・・・・・・・・・フランス語初級Ⅰ, Ⅱ 認定 (4単位)

- 中国語漢語水平考試, スペイン語技能検定, 実用イタリア語検定についても, 仏検と同様に単位認定を行う。

岡山大学歯学部履修要領

1 授業科目

- (1) 本学部の授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目により編成されている。
- (2) 教養教育科目については歯学部規程の別表第1に、専門教育科目については別表第2に示すとおりである。
- (3) 教養教育科目の1年間に登録できる単位は、40単位とし、教養教育科目の詳細については、別に示す。
- (4) 専門教育科目の授業科目は、専門基礎科目及び専門科目により編成されており、必修及び選択である。

2 授業時間割

- (1) 授業時間割、学生便覧等は、年度始めに配付する。
- (2) 授業時間割の変更等については、授業担当教員の指示又は掲示によりその都度通知する。

3 早期見学実習

- (1) 早期見学実習は、専門科目として、1年次に配当され、医療人としての自覚を惹起させると共に、医療における歯科医学の位置づけ、内容を理解させる科目として開講されている。

4 総合科目

(1) 研究萌芽を学ぶ

- ① 研究室配属の授業科目は、選択できる科目で、学生自身が特性を見だし、将来に生かす科目である。
- ② 自由研究演習Ⅰは、各研究室の研究テーマについて、研究論文をまとめる目的で開講されている。
- ③ 歯学国際交流演習は、海外の大学へ3ヶ月程度聴講生として留学できる科目である。

(2) 歯学のまとめ

- ① 総合歯科演習は、既習の基礎から臨床までの幅広い項目について総合的に理解する。医療従事者としての基本的知識と歯学全般について補講的に整理する科目として開講されている。
- ② 自由研究演習Ⅱは、自由研究演習Ⅰを選択した学生が、更に各研究室の研究テーマについて、卒業論文発表会を行う目的で開講されている。
- ③ 専攻歯学演習は、学生の自発的意志を尊重し、学外の医療施設でボランティア、介護実習等を行う科目として開講されている。

5 特別科目

- (1) 特別科目は、基礎科目及び臨床科目の学習に関連した専門的な分野につ

いて、主に非常勤講師の担当により授業が行われている。

- (2) 特別科目の開講は、詳細な日程等が決定次第、その都度掲示により通知する。
- (3) 特別科目の成績は、授業担当教員の判断により試験、レポート提出によるほか、授業の出席状況により判定することがある。

6 特別講義

- (1) 特別講義は、通常の時間内で特別な内容についての講義を、本学部専任教員に代わって特別講師の担当により行われている。
- (2) 特別講義の詳細な日程等については、授業担当教員の指示又は掲示により通知する。

7 臨床実習

臨床実習に先だって、臨床予備実習を医学部・歯学部附属病院の各診療科等で実施する。その詳細な日程等は、実習開始前に実施する各オリエンテーションにおいて通知する。

- (1) 臨床実習については、別途、臨床実習マニュアル、各診療科配当日程表等を配付する。
- (2) 臨床予備実習及び臨床実習については、休業期間中も実施することがある。

夏季休業期間中の臨床実習は、前半と後半の2班に分け、その各診療科配当は臨床実習実施部会長から別途指示される。

8 欠席

- (1) 数日間の欠席の場合には、電話等の方法により、授業担当教員に直接連絡し、指示を受けること。
- (2) 連続して1週間以上欠席する場合には、所定の欠席届に理由書を添付して教務第三係へ届け出ること。
- (3) 臨床実習の欠席については、電話等の方法により、総合歯科診療室当番へ直接連絡し、担当教員の指示を受けること。

*総合歯科診療室当番連絡先 TEL 235-6627

9 休講・補講

- (1) 休講及び補講については、各教員の指示によるほか、掲示によりその都度通知する。
- (2) 開学記念日は、学則による定期休業日のため、5年次及び6年次を除き休講とする。
- (3) 例年、11月初旬に行われる鹿田祭については、5年次及び6年次を除き臨時休講とする。臨時休講は掲示により公示する。
- (4) 4月29日から5月5日の間は、学則による定期休業日のため、6年次を除き休講とする。

10 授業科目

- (1) 試験の実施方法は、定期試験、追試験、再試験等を含め筆記試験、口頭試験、レポートの提出若しくは製作品の提出又はその他授業担当教員の適当と判断する方法により行われる。
- (2) 試験の詳細な日程等は、決定次第、授業担当教員の指示又は掲示により通知する。
- (3) 疾病その他特別な理由により受験できなかった場合には、授業担当教員にその旨を申し出て追試験の指示を受けること。

11 成績

- (1) 筆記試験、口頭試験、レポートの提出若しくは製作品の提出、授業の出席状況又はその授業担当教員の適当と判断する方法により判定する。
- (2) 成績の評価について
 - ① 通常の授業科目については、成績の評点は100点満点とし、次の評語を用いる。
優：100～80点 良：79～70点 可：69～60点 不可：59点以下
 - ② 前記評語で評価しがたい授業科目、複数の分野にわたり開講する授業科目及び臨床実習については、修了、認定又は不可の評語を用いることがある。
 - ③ 優・良・可・修了・認定を合格とし、不可を不合格とする。

12 進級及び留年

- (1) 進級の認定は、第3年次及び第5年次の第2クォーターの修了時に行い、その結果を掲示により通知する。
- (2) 別表第1に示す教養教育科目については、歯学部卒業要件に必要な単位を3年次までに修得しなければ、4年次に進級することができない。
- (3) 別表第2に示す専門教育科目については、各年次に配当された授業科目を年次ごと履修することになるが、3年次の4クォーターまでに配当された専門教育科目の必修科目全てに合格しなければ、4年次に進級することはできない。
また、5年次の第2クォーターまでに配当された専門教育科目の必修科目全てを、5年次臨床実習開始前までにCBT (Computer Based Testing) 及びOSCE (Objective Structured Clinical Examination) に合格しなければ、臨床実習を受けることができない。
- (4) 病気その他やむを得ない事由もなく、(1)～(3)の規定により同一学年での在学期間が3年を超える者には、退学を勧告することがある。

13 その他

外部検定試験による単位認定は、各検定試験において合格した科目を授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することがある。

附 則

- 1 この履修要領は，平成7年度の入学者から適用する。
- 2 平成6年度以前の入学者については，なお，従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は，平成11年度の入学者から適用する。
- 2 平成10年度以前の入学者については，なお，従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は，平成13年度の入学者から適用する。
- 2 平成12年度以前の入学者については，なお，従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は，平成14年度の入学者から適用する。
- 2 平成13年度以前の入学者については，なお，従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は，平成15年度の入学者から適用する。
- 2 平成14年度以前の入学者については，なお，従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は，平成17年度の入学者から適用する。
- 2 平成16年度以前の入学者については，なお，従前の例による。

岡山大学歯学部大学卒業生・中退者の単位認定に関する申合せ

(平成18年5月12日開催 教授会承認)

歯学部規程第17条に定める入学前の既修得単位の認定は、次の基準による。

I 教養教育科目

認定できる授業科目の区分及び認定単位は次のとおりとする。

ただし、第3年次編入学（学士入学）者については、卒業要件単位数である、教養教育科目46単位を認定する。

1 個別科目

(1) 人文・社会科学系科目及び自然科学系科目の中8科目16単位までを認定することができる。

(2) 情報科学
認定することがある。

(3) 生命・保健科学
健康・スポーツ科学 認定することがある。
スポーツ実習（A・B・C） 認定しない

2 外国語科目

[英語]

単位の計算方法が講義扱いとなる授業を、8単位（演習扱いの場合は4単位）以上修得しているときは、下記授業科目の中から選択し、4単位を認定する。

- ①英語（歯学部）、②英語（ネイティブ）、③英語（オラコン）、
- ④英語（作文・文法）、⑤英語（読解：人文）、⑥英語（読解：社会）、
- ⑦英語（読解：自然）、⑧英語（検定）

[独語、仏語、中国語、朝鮮語、ロシア語、スペイン語、イタリア語]

1つの外国語で、単位の計算方法が講義扱いとなる授業を、8単位（演習扱いの場合は4単位）以上修得しているときは、それぞれの外国語の初級4単位を認定する。

3 主題科目

認定することがある。

II 専門教育科目

認定しない。

ただし、本学部科目等履修生及び他学部学生であったときに修得した本学部専門教育科目の単位については、認定することができる。

附 則

1 この規程は、平成18年5月13日から施行する。

2 平成17年度以前の入学者については、改正後の大学卒業生・中退者の単位認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。